平成28年第45回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成28年6月23日 開会

伊方町議会

第45回伊方町議会定例会会議録

- ○招集年月日 平成28年6月23日(木)
- ○招集の場所 伊方庁舎4階議場
- ○開会(開議) 6月23日(木) 10時00分宣告
- ○出席議員(16名)

1番	竹内	一則	2番 廣瀨	秀晴
3番	清家恆	真太郎	4番 福島	大朝
5番	菊池	隼人	6番 山本	吉昭
7番	小泉	和也	8番 中村	敏彦
9番	吉川	保吉	10番 阿部	吉馬
11番	小林	絹久	12番 菊池	孝平
13番	中村	明和	15番 篠川	長治
16番	吉谷	友一		

- ○欠席議員(1名) 14番 髙岸 助利
- ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求める者の職氏名

野 長 空 白 教 育 長 河野 達司 総 務 課 長 門田 光和 町 民 課 長 中田 克也 産業建設課長 寺谷 哲也 産業建設課長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 井上 利彦 上下水道課長 小野瀬 博幸 教育委員会事務局長 大野 金能 副 町 長 森口又兵衛 監 査 委 員 阿部 一寿 総合政策課長 坂本 明仁 保健福祉課長 橋本 泰彦 産業建設課付課長 兵頭 達也 三 崎 支 所 長 大田 甚好 会 計 管 理 者 黒田 德太加中央公民館長 大森 貴浩 (欠席 町長 山下 和彦)

○出席した事務局職員の職氏名

 事 務 局 長 菊池 嘉起

 書 記 朝見 幸司

書 記 岩村 寿彦

伊方町議会第45回定例会議事日程(第1号)

平成28年6月23日(木) 午前10時00分 開 議

- 1 開会宣告
- 1 町長招集挨拶
- 1 議事日程報告
 - 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
 - ッ 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」「議員派遣結果報告」
 - ッ 第 4 一般質問
 - 第 5 平成27年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について (報告第5号)
 - " 第 6 平成27年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について (報告第6号)
 - # 第 7 平成28年度伊方町一般会計補正予算(第1号) (議案第56号)
- 1 散 会 宣 告

開会宣告 (午前 10 時 00 分)

○議長(吉谷友一) 皆さん、おはようございます。

これより伊方町議会第 45 回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、15 名であります。欠席議員は、髙岸助利議員であります。

定数に達しておりますので、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

- 〇議長(吉谷友一) 町長招集挨拶
- 〇副町長(森口又兵衛) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 副町長
- **○副町長(森口又兵衛)** おはようございます。伊方町議会第 45 回定例会の開会に臨み、一言 ごあいさつを申し上げます。

町議会の皆様方には、日頃から町政の推進に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を 申し上げます。

さて、山下町長でございますが、現在も入院治療中でございますので、本定例会を欠席させていただくこととなりました。このことをご報告申し上げたうえで、この機会をお借りして町長の状況についてご報告させていただきます。

まず、町長の病状についてでありますが、検査の結果、脳につながる太い血管が動脈硬化 をおこし、血管の内部が細くなっている箇所が確認されたそうです。

そのため、血圧が低下した場合など、脳への血液の流れが悪くなり、必要とする血液が不足することにより、本人に自覚症状が無いまま「隠れ脳梗塞」といわれる症状を発病していたのではないか、とのことでございます。

また、血管の動脈硬化によって狭くなった場所については、手術等で広げるなどして、血液の流れを改善しなければ、引き続き、脳梗塞の発症を繰り返すリスクがある病気であると、お聞きいたしました。

そのことから、本人ご自身もこれまでに感じていた体の不調が軽い脳梗塞による体調の変化であったことに気付かないまま暮らしてきており、また、入院される迄にも複数の病院を受診され、検査を受けておりましたが、頭部の血管の異常については指摘されることなく、4月13日の病院受診によって検査入院が必要と診断されたものであります。

なお、当初の入院の際には、精密検査によって症状の原因を特定したうえで、短期間で退院できるものと考えていたことから、入院期間としては、2週間程度と見込んでおりましたが、入院から 1週間を過ぎたころ、再び体調の変化が現れ、治療が必要となったことから、入院期間が延長となり現在に至っております。

その後、5月以降の発作は出ておらず、本人は落ち着いた状態を維持し、日中はベッドから離れてリハビリを行っていることから、順調に回復に向かっております。

しかしながら、町長ご本人の強い希望により、お見舞いはご遠慮させていただきたいとのことで、入院先の公表は控えさせて頂いておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、町長ご本人のお考えといたしまして、今しばらく入院治療とリハビリに専念をさせていただきたい。と申されており、町議会や町民の皆様方には大変ご迷惑をお掛けし、非常に心苦しく思っていますが、何卒お許し願いたい、と申されておりました。

なお、町政運営にあたりましては、6月定例会の対応をはじめ、議会と十分に協議し、連携 をとりながら適切に対応するよう私に対して指示もされております。

私といたしましては、町長不在という極めて緊張感、張りつめている状況にありますが、 改めて気を引き締め、精一杯、職務に専念させていただく決意でございますので、議会の皆 様方のご協力とご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。山下町長の状況 についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、今定例会にご提案いたします案件でございますが、

- •報告事項2件
- ・平成28年度一般会計及び特別会計補正予算3件
- ・工事請負契約に関する議案1件
- ・その他2件でございます。

いずれの案件も、町政を進める上で、非常に重要な案件であります。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定頂きますようお願い申し上げまして、挨拶とさせてい ただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

- 〇議員(小泉和也) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 小泉議員
- 〇議員(小泉和也) 町長不在の間の町行政事務処理等について不適切また法律違反の可能性がありますので、100条委員会の設置を求める動議です。
- 〇議長(吉谷友一) 只今、小泉議員から町行政に関する事務処理について不適切等に関し、 調査する必要があるとのいうことで、特別委員会を設置し、地方自治法 100 条第 1 項による 調査を求めるというご意見がございました。只今、小泉議員の動議に関し賛成の方はおられ ますか。
- 〇議員(中村明和) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 中村議員
- 〇議員(中村明和) 私も山下町長、長期に亘って入院しているこの状況を見て、不適切な

事務処理が随分あるんではないかと感じておりますので、賛成いたします。

〇議長(吉谷友一) この動議につきましては、所定の賛成者がおりましたので、成立いた しました。暫時休憩いたします。再開は呼鈴を持ってお知らせをいたします。

午前10時10分休憩

午前10時30分再開

○議長(吉谷友一) 再開をいたします。先ほどの動議について、小泉議員の説明を求めます。

〇議員(小泉和也) 議長

〇議長(吉谷友一) 小泉議員

〇議員(小泉和也) まず、本日の定例会の招集ですが、通知で伊方町長より定例会を招集 する旨告示せられたので、通知しますとなっていますが、これは病院から招集されたという ことですかね、もしですよ、されてないのであれば誰がどのような権限をもって議会の招集 をしたのか、またこの議案の提出名がほとんど町長になってますよね、これ全て町長把握さ れているかどうか不透明ですよね、この定例会で議員の質問に対して、町長が答弁すべき点 ですよね、どのように扱うのか。その都度、町長に連絡して指示を仰いで誰が代理が答弁す るんですか。そういう定例会が成立するのかどうか。またですね、町長不在期間が2ヶ月に なりますよね。副町長ですよ、町長に対して職務代理の話をしていない。全員協議会で言い ましたよね、これは副町長の職務怠慢でしょ。地方自治、町長がですよ、長期に不在の場合 は、副町長が職務代理になり、町長の職務の代理を行うというのが常識でしょ。また、町長 にその間治療に専念していただくことが人間として当たり前のことやないんですか。職務代 理を置かないってことはですよ、その権限、責任から逃げているとしか考えられません。今 の状況で緊急時、地震、最近続いております豪雨、この災害が起きた場合に誰がどのような 権限をもって指示、命令をするのか、そういった危機管理の問題、また町長の印鑑を副町長 が決裁等に使用して、執行しているということ。本当に町長が自分の印鑑を使っていいと副 町長に言ったんですかね。それも定かではありません。仮に町長が使っていいと言っても副 町長は使うべきじゃないでしょ。副町長は、町長の権限はありませんよ。私物化したらいか んでしょ。町長印のある決裁書等は100歩譲って、町長は全部把握されているんですかね。 町長が不在でも町長のハンが押してあればですよ、仮に不正とか事故とか問題が起きた場合 に入院している町長に責任をおわすつもりですか。ハンが押してあれば町長が責任とらない かんのですよ。この入札方法にもですね、ちょっと不思議な点があります。会期中の常任委

員会で調査したいと考えておりますので、またこの点は改めて調査させてもらいますが、このように不信な点が多々あるので、議会として見過ごすことできないでしょ。調査して、不適切、違法行為があれば適切に措置する必要があるため 100 条委員会の設置を求めます。

〇議長(吉谷友一) 只今、小泉委員からの地方自治法の第 100 条の委員会の設置を求める 動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに ついて、採決いたします。この採決につきましては、起立によって行います。この動議を日 程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて賛成 の方はご起立願います。ご着席下さい。起立少数と認めます。よって、地方自治法第 100 条 の委員会の設置は否決されました。

議事日程報告

○議長(吉谷友一) 次に「議事日程報告」をいたします。本日の議事日程はお手許に配布 してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

会議録署名議員の指名

〇議長(吉谷友一) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番 山本吉昭議員、7番 小泉和也議員を指名いたします。

会期の決定

○議長(吉谷友一) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月28日までの6日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり)異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、6日間と決定いたしました。

諸般の報告

〇議長(吉谷友一) 日程第4「諸般の報告」を行います。お手許に配布してあるとおり監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通し下さい。

次に議員派遣結果報告を行います。報告書につきましては、お手許に配布してありますが 派遣議員を代表して、産業建設委員会の竹内委員長に報告をお願いいたします。

- 〇議員(竹内一則) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 竹内委員長

○議員(竹内一則) 皆さん、おはようございます。それでは、私の方から派遣議員を代表して報告いたします。

この議員派遣につきましては、先月24日、本町の振興施策の参考とすることを目的に「観光計画等」「空き家を活用した移住、定住施策」及び「小中一貫教育」の3点について、石川県珠洲市における優れた取り組みについて、13名の参加のもと担当職員との質疑を交え、行政視察を実施したものであります。

それでは、その調査の結果につきまして報告します。

まず1点目の「観光計画等」につきましては、能登半島の先端に位置しする珠洲市は、人口は1万5千人で、昭和29年の市制施行時の半数以下にまで減少していることや高齢化率が約46%となっている中、観光振興による地域の活性化を図るため「東京から飛行機と車で約1時間30分」といったアクセス面における利便性を背景に、自然景観、文化庁の日本遺産「能登のキリコまつり」をはじめ、奥能登4市町各界の協働により、地元産品にこだわり開発された、グルメ「能登井」などの観光資源を活かし「楽しく学び遊ぶ観光」「食を楽しむ観光」「伝統文化に感動する観光」「絶景街道を活かす観光」を柱とした、観光マスタープランによる様々な施策を展開しております。

その主なものは、能登空港を利用して市内に宿泊した観光客に対し、1人当たり 2,000 円の助成をはじめ、石川県レンタカー協会に加盟のレンタカーを利用して市内に宿泊した観光客に対し、1台当たり 2,000 円の助成、市外の小・中・高校生が合宿・修学旅行の際に、一定の団体規模で、市内に宿泊した場合において、1人・1泊当たり 1,000 円を助成する制度があります。

これらの施策の推進により、観光客をはじめ、市内に3箇所ある道の駅の集客数、売り上げが増加しているなど成果を出しております。

2点目の「空き家を活用した移住、定住施策」につきましては、2040年の人口を1万人とするため年間転入者数を60人程度増加させ320人程度とするなどの具体的な数値目標を掲げ、これを達成するための主要施策として位置づけられております。

合わせて、地元事業所の求人情報を市のホームページで発信しているなど、雇用の掘り起しにも取り組んでいるようです。

その主なものは、空き家バンクを立ち上げ、売買又は賃貸可能な空き家を登録し、市のホームページでの紹介をはじめ、物件の案内・契約においては、宅地建物取引業組合に委託し、5月現在で、登録物件が110件、公開物件が43件となっています。60組139名の利用実績を見ております。

また、空き家短期滞在(ちょい住み)制度においては、移住30組、90名の利用実績をみております。

この他にも、地域振興基金を財源に、市内の賃貸住宅に入居するU・Iターン世帯に対し、最大5年間、家賃の1/2以内を補助する制度をはじめ、平成27年度からの新規事業として、空き家バンク登録物件の購入者を対象に100万円を上限に当該物件の購入経費の1/3補助する制度や空き家バンク

登録物件を購入又は賃借した方を対象に 100 万円を上限に、当該物件の改修経費の 1/2 を補助する制度があり、これらの施策の推進により、実際に移住されてから「珠洲にはこの土地で生きるための知恵が今でも継承され残っている。海や山からの食料を採ってくる知恵、それを加工する知恵。それらは僕たち家族の中ではすごく大きな存在である。」などのコメントがあるように、転入者の増加傾向の兆しが見えてきております。

3点目の「小中一貫教育」につきましては、時間の都合で、資料のみの提示となりましたが、その 主なものを紹介します。

珠洲市においては、昭和29年の市制発足当時、小学校は24校、中学校は10校ありましたが、人口減少に歯止めがかからず、平成20年には、小・中学校数がそれぞれ4割に減少する中「人口減少社会に学校の教育のあり方」について、教育委員会が答申した内容である、義務教育の9年間を見通した一貫性のある教育を行い、地域に根差し開かれた学校づくりのより一層の推進や1中学校に1小学校しか存在しない校区においては、「小中学校」とし、一貫した教育の実現を目指すことを踏まえ、現在では、市内4校区のうち2校区においては「4-3-2制」を導入し、1年生からでも英語に楽しめるよう「きらり英語科」の実践、9年間の生活・総合の時間を活用し、郷土愛を育む「ふるさと珠洲科」などの実践に取り組んでおり、児童・生徒の個性の伸長が図られているようであります。

最後に、この視察をとおし、珠洲市における「観光振興施策」「空き家を活用した移住、定住施策」 及び「小中一貫教育」の取り組みは、伊方町の今後の振興施策を推進するうえで、示唆に富んでおり、 必要に応じ検討すべきであると思っております。以上で私の報告を終わります。

○議長(吉谷友一) 竹内委員長ありがとうございました。

なお、議員各位におかれましても視察の成果を今後の議員活動に活かしていただきますようお願い いたします。以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

〇議長(吉谷友一) 日程第 4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が 出ておりますので、会議規則第 61 条の規定により、一般質問を許します。篠川議員、お願いをいたし ます。

〇議員(篠川長治) 議長

〇議長(吉谷友一) 篠川議員

○議員(篠川長治) 私は、伊方発電所の耐震安全性等について質問いたします。

高知大防災推進センターの岡村眞特任教授(地震地質学)によると、防災科学技術研究所(茨城県)の4月14日のデータは熊本県益城町で震度7を観測した地震で上下動の加速度が地表で1399ガルを記録。過去の主な地震でも上下動は500ガル程度に収まっており、非常に大きな揺れと指摘しております。

原子力規制委員会は、伊方原発の耐震設計の基になる基準地震動を最大 650 ガルとした四国電力の評価結果を了承。この 650 ガルは水平動の揺れで、原発近くを通る中央構造線断層帯を震源とする上下動は最大 377 ガルと想定しております。

伊方原発が建つ固い岩盤の場合、水平動では揺れの大きさが地表の半分程度に減る一方、上下動はでは「半分になることはない」と岡村教授は説明しております。益城町で観測さらた上下動 1399 ガルが仮に半減したとしても約 700 ガルで基準地震動 377 ガルを大幅に上回る計算となります。「4 月 14日の地震はマグニチュード 6.5 で簡単に 1000 ガルを超えた。伊方原発では中央構造線断層帯による地震でマグニチュード 8.0 も想定され、熊本地震の比ではない」と強調しております。 さらに「コンクリートは上下動に弱い」とし、原発事故の際、放射性物質の放出を防ぐコンクリート製の原子炉格納容器などへの影響を懸念しております。

これに対して四国電力は、益城町の地表で1399 ガルを観測した地点でも、地盤が固い地中は上下動が127 ガルだったと説明しております。伊方原発が建つ岩盤地点での揺れは地表よりも大幅に小さくなるとの見解を示しております。

原子力規制委員会事務局の原子力規制庁は「熊本地震を受けたデータなども確認しており、現在のところ地震評価を見直す必要はないと考えている」とコメントしている。

岡村教授は「国内では 1995 年の阪神大震災以後、強い揺れの観測が可能となって 20 年弱しかたっておらず、どんな揺れが来るのかまだほとんど分かっていない。規制委員会は熊本地震を検証し審査を再開すべきだ」と訴えている。などとメディアは報じております。

また、武蔵野学院大の島村英紀特任教授によると、熊本県で地震7を2回記録。7という震度の指標は1949年に新たに導入されて以来、今回で3回しか記録されたことがなかった。地震には「海溝型」と「内陸直下型地震」がある。前者はプレートの境界である海溝で起きている。2011年に起きた東日本大震災が海溝型地震である。

内陸直下型地震はプレートが押してくることで、そのひずみが溜まって限界を超えてしまったら起きる。今回の熊本地震をはじめ、日本列島のどこでも起きる可能性がある。

内陸直下型地震の特徴は地面の加速度が大きいこと、地震の時に建物や橋などにかかる力は、その物の重さに「加速度」をかけたものになる。加速度が大きいほど、その物に大きな力がかかって、場合によっては倒壊したり破損したりする。

今回の熊本益城町での加速度も 1580 ガルを記録した。かつては「重力の加速度」である 980 ガルを超える地震動はあるわけがない。と学者の間では思われていたが、観測機器が増えて大きな値が記録されるようになった。新潟県の東京電力柏崎刈羽原発が 2007 年の中越沖地震で停止した時は、発電所構内にある地震計が記録した加速度は 1500 ガルにも達していた。

「重力の加速度」である 980 ガルを超えるということは、実は、原子力発電所は、ここまでの加速度を想定していない。いままでの設計基準ではせいぜい 500 ないし 700 ガルなので、それを超える地

震の加速度に襲われたとき、いったい何が起こるのかが地球物理学者としては心配なことである。

熊本地震は典型的な内陸直下型地震だったが、もうひとつの特徴がある。それはこの地震は日本最長の断層帯である中央構造線が引き起こした地震であったこと。中央構造線は、長野県から西へ延びて紀州半島を横切り、四国の北をかすめて、大分から鹿児島まで九州を縦断する長さ1000kmもある大断層である。

地質的な研究から、この大断層は日本人が日本列島に住みつく前に何百回も地震を起こしてきたことが分かっている。この大断層に沿って地震の「候補地」が並んでいる。熊本で大地震が起きたことによって、その部分の地震エネルギーが解放されたが、それだけでは済まなかった。大地震が起きたことは、隣の地震との間の「留め金」が外れたことにもなる。もし隣が、いまにも地震を起こすだけのエネルギーをためていれば、支えを失って連鎖的に地震が起きる可能性がある。

こうして、熊本県の地震の次に阿蘇山の下でも地震が起き、さらに大分県でも地震が起きた。また、 熊本県の西南方にある八代でも地震が続いた。もし東に行けば、次は愛媛県、南西に広がれば鹿児島 県に入る。ともに原発がある所だから、地球物理学者としては気が気ではない。今回の内陸直下型地 震はほかの地域の人たちにとって「対岸の火事」ではすまない。

活断層は中央構造線だけではなく。日本中にあり、分かっているだけで2000、分かっていないものはその3倍以上もあるのではないかと考えられている。つまり、知られていない直下型地震は、これからも日本中のどこかを襲うのに違いない。この事実を私たちはいつも心に刻んでおく必要がある。このようにメディアは報じております。

四国電力は、伊方発電所の基準地震動、最大加速度 650 ガルは、発電プラントが建てられている岩盤で想定した地震の揺れで原子炉格納容器上層では揺れは増幅するため、5400 ガルにもなる。安全上この激しい揺れにも耐えられることを確認していると言っております。3 号機の原子炉容器据付位置では最大加速度 1300 ガルにもなります。このように、伊方 3 号機は想定する最大規模の地震の揺れである基準地震動 650 ガルを上回る対策工事を実施しております。しかし、原発立地、伊方町の住民としては、南海トラフ巨大地震、発電所前面にある中央構造線断層帯による地震は大変な心配であります。

伊方発電所の耐震安全性等について、山下町長の答弁を求めます。

- ○議長(吉谷友一) 只今の篠川議員の一般質問に対する。理事者の答弁を求めます。
- 〇副町長(森口又兵衛) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 副町長
- **〇副町長(森口又兵衛)** 篠川議員の「伊方発電所の耐震安全性等について」のご質問にお答えいた します。

只今、議員が紹介されましたように、4月14日から発生した一連の地震は、熊本地方に大きな被害をもたらしました。特に、16日午前1時25分に、熊本地方を震源として発生した地震によって、伊

方町でも震度4を観測し、伊方発電所では10ガルを観測しております。

町では地震発生後、直ちに災害警戒本部を設置するとともに、町内の被害状況を調査したところ、被害がないことを確認するとともに、伊方発電所の設備や環境への放射能の影響がないことを確認したうえで、夜中ではありましたが防災行政無線により住民広報を実施いたしました。

また、地震に関するマスコミ報道の一部に、伊方発電所に係る誤った情報が流されていたことを確認したため、原子力規制庁を通じて、正確でない報道は住民の不安をあおることにつながり、発電所の安全性の信頼を低下させる恐れがあることから、正確な情報を流すよう、報道に対する申し入れも行ったところでございます。

そのようなマスコミの対応も含め、議員が言われましたように、今回の地震では、いろいろな情報がメディアを通じ流れて来ました。

また、福島事故以降、想定外といった考え方が通用しなくなった社会の風潮から原発の安全性について、不安があるとの立場での意見は発しやすいものの、反対に、大丈夫であるという意見については、その発言に責任が伴ってくることから、原発推進の立場での発言は控えるといった専門家が多くなっているものと、受け止めております。

そのようなことから、議員も、熊本地震に関するマスコミ報道から、伊方発電所の安全性について、 非常に敏感にならざるを得ないものと推察しているところでございます。

それでは、議員の質問に対し、伊方発電所の安全対策の状況についてご説明いたします。

まず最初に、議員からは「熊本県益城町では最大 1,580 ガルを観測した」とのご発言がございましたが、これは、国の研究機関が全国約 700 か所の地表と地中の岩盤部の双方に強震計を設置しておりまして、このうち益城町での地表の観測記録が 1,580 ガルということでありまして、同じ地点の岩盤部の観測記録としては、200~300 ガルと聞いております。

次に、今回の地震は、熊本県内の日奈久・布田川と呼ばれる断層帯の他、大分県の別府・万年山と呼ばれる断層帯といった、異なる場所で、複数回の地震が発生したことから、広範囲にわたったものと考えられております。

このような現象に関連し、中央構造線や南海トラフが連動するのではないかという声も聞こえておりますが、伊方3号機の新規制基準適合性審査におきましては、中央構造線の敷地前面の54kmが動いた場合だけでなく、西は今回揺れた別府・万年山断層帯から、東は紀伊半島までの480kmの長さの断層が連動して動いた場合も想定して、原子力規制委員会の審査を受けておりますので、議員ご質問の広範囲にわたる連動を考慮して得られた結果である、ということをご理解頂きたいと存じます。

また、このような評価方法によって得られた基準地震動が 650 ガルという数値でありまして、この場合は、岩盤部の揺れが 650 ガルということであります。従いまして岩盤部に 650 ガルの揺れが入った場合は、原子炉据え付け位置では 1,300 ガル、原子炉容器上層部に至っては 5,400 ガルというように、建屋の上層へ行けば行く程、更に揺れが増幅するという説明を受けております。

一方、伊方の基準地震動 650 ガルが岩盤上の値であるとなれば、今回の益城町の岩盤部の観測記録が 200 から 300 ガルということで比較した時、基準地震動の 650 ガルがいかに我々の想像をはるかに超えて、膨大なエネルギーであるか、ということをご理解いただけるのではないかと思います。

しかしながら、今回の地震で、気象庁が「ここまで広範囲に及ぶ地震は前例がない」と発表しておりますことから、今後、詳細な分析や評価が進む中、新たな知見が判明した場合は、当然、適切に対応していただく必要があります。

これまでにも国や事業者に対しまして、新たな知見が出た場合は、適切に対応するよう求めて参ったところであります。

更に、議員からは、「我々が把握していない直下型地震は、これからも日本のどこかを襲うに違いない。この事実を私たちはいつも心に刻んでおく必要がある」との発言がございましたが、そのことにつきましては、非常に重要な考え方であると受け止めております。常に肝に銘じておかなければならないことであると思っております。

まさに、原子力規制委員会が新規制基準を策定する際に、重きを置き、基本原則とした考え方であると理解しております。

以上のようなことから、昨年 10 月、伊方発電所の立地町として、伊方 3 号機の新規性基準へ対応状況を確認し、再稼働について、地元了解の判断を致しましたが「事故は想定していないところで起きる」という考えを持ち続けることが重要であると考えており、事業者に対しては、今後とも安全を最優先に取り組み、現状に甘んずることなく、更なる安全性の確保を不断に追及し、ヒューマンエラーの防止や、迅速かつ正確な情報提供などへの更なる取り組みについて求めて参りますので、議員の皆様方におかれましても、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、篠川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〇議長(吉谷友一) 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。篠川議員、再質問はありませんか。

- 〇議員(篠川長治) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 篠川議員
- ○議員(篠川長治) 伊方発電所のいわゆるシミュレーションで、中央構造線のマグニチュード 9.0 を想定した訓練をしておりますが、マグニチュード 9.0 というのは何ガルになるかちょっと私調べてないんですけど、この間熊本では、7.3 で 1580 ガルというふうに学者は言ってるんですけど、マグニチュード 8.0 とか 9.0 とか相当な地震だろうと思います。それから政府の地震調査委員会は 6 月 10 日に全国各地で今後 30 年以内に震度 6 弱以上の大地震に見舞われる確率が 2016 年度版の予測地図を発表しております。皆さん新聞でご覧になったかと思います。しかし今年の 1 月時点で 7.6 と低かった熊本でマグニチュード 6.5 とか 7.3 の大地震が 2 回起こるなど、8%以下より低いところでもマグニチュード 7.6 と低かったんですけど、そこでも大地震が起きておりますので、このことを認識してほ

しいと調査委員会も公布しております。伊方町は、湊浦などは震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が 26%以上にランクされております。万が一南海トラフ巨大地震また発電所前面にある中央構造線断層帯による大地震等の緊急事態が発生した場合。このことは先ほど否決された動議の中でも小泉議員が言っておられましたけど、町長は、長期入院で不在であります。職務代理者等もいないこういう状況があってはならないのではないかと私は思います。結局、今までいろいろな・・は採決が必要なものは町長に相談してやっている。ということですよ。例えば、ここで質問した時町長いないんですから答弁誰がどのようにするのかと言うことなんですね。もしそういう質問の答えを権限が町長もいない代理者もいない。

○議長(吉谷友一) 篠川議員、質問中でございますが大綱の趣旨に沿って簡潔な再質問をお願いします。

○議員(篠川長治) 再質問の趣旨に沿ってね、条例通りにやるんだったら再質問いらない訳なんですね、ですから、町長は長期不在でいないというのは私はあってはならないと思っております。職務代理者は、原則として、町長の職務権限を全部を代理し、代理者の責任においてその権限を行うものであり、その効果は町長が行ったのと同様に伊方町に帰属します。ちなみに山下町長が復帰すればその時点で職務代理はなくなります。本来の町政に戻ります。以上、このことを申し上げて私の質問を終わります。

○議長(吉谷友一) 只今の再質問に対し、理事者の答弁を求めます。答弁ないですか。質問。回答、何かありましたら、理事者。ご意見だけと受け止めまして、篠川議員の一般質問を終了いたします。 暫時休憩いたします。再開は11時25分からとします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

報告第5号

- 〇議長(吉谷友一) 再開いたします。日程第5「平成27年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第5号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。
- 〇副町長(森口又兵衛) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 副町長
- **○副町長(森口又兵衛)** 報告第5号 平成27年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、 ご説明いたします。

先の第44回定例会でご承認いただいております平成27年度伊方町一般会計繰越明許費について、 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたの で、同条同項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、三崎中央公民館解体工 事他 15 事業、翌年度繰越額総額で 9 億 2,175 万 3,935 円でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉谷友一) 報告事項ですが、質疑があれば受け賜ります。質疑ありませんか。
- 〇議員(小泉和也) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 小泉議員
- ○議員(小泉和也) 9億2,000万からの繰越なんですが、根拠とまたその目的どのような考えで調整されたのかお願いします。
- 〇議長(吉谷友一) 総合政策課長
- ○議員(小泉和也) ちょっと待って。すいません。
- 〇議長(吉谷友一) 小泉議員
- 〇議員(小泉和也) これ 5 月 31 日調製は伊方町長山下和彦になっているんで、課長が答弁する問題 やない。
- **○議長(吉谷友一)** 再度、再度。最後の語源がちょっと分かりにくかったんで再度お願いします。
- ○議員(小泉和也) 課長が答弁するべき問題やないやろう。今の僕の質問は。どういう根拠、原因ですわね。目的に調整した理由ですよね。これを聞きたい訳です。だから、これ調製したのは、伊方町長山下和彦になってるんで、ここにいる職員、副町長も含めて答弁できんでしょ。そんな権限ないでしょ、あなた達には。
- 〇議長(吉谷友一) 暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午後13時00分 再開

- ○議長(吉谷友一) 再開します。先ほどの小泉議員に質問に対する。
- 〇議員(小泉和也) 議長、その前に。
- ○議長(吉谷友一) ちょっとしばらく待って下さい。副町長の答弁を求めます。
- 〇副町長(森口又兵衛) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 副町長
- **○副町長(森口又兵衛)** まず、副町長の職務といたしましては、地方自治法第 167 条では副市町村長は市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされています。具体的には、市町村長に代わって業務の詳細についての検討や政策の企画立案を行なったりするほか、市町村長の判断が不要な重要でない事案の決定や処理を行う。と地方自治法上はあります。今回の議案書の作成につきましては、この規定により私が職員

を指導し、作成したものです。ただし、議員が言われましたように予算案や議案の決定につきましては、伊方町事務決裁規程第4条の規定により、町長の決裁事項となっておりますので、職員の作成した書類を町長に示し、本定例会へ提案として提出することについて決定を受けております。以上のような手順で提出させていただいたものですのでよろしくお願いいたします。

- 〇議員(小泉和也) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 小泉議員
- ○議員(小泉和也) 答弁になってないでしょ。いいですか。この繰越明許費の何回もするのはあれなんですけど、根拠とかね、原因とかその調製したのは、町長でしょ。あなたが作成したんですか。町長の名前使っていますよね。私は町長の考えを質問した訳ですよ、いいですか。で、この長い休憩の間になぜあなたは町長に連絡をして指示を受けないんですか。そこが問題でしょ。何のために休憩とったんですか。答弁出きるんですか。あんたの答弁を聞きたいんじゃないんですよ。いいですか、町長の考えを聞きたいって言いよるんですよ。
- **〇議長(吉谷友一)** 暫時休憩します。

午後13時03分 休憩

午後13時18分 再開

- ○議長(吉谷友一) 再開いたします。副町長。
- **○副町長(森口又兵衛)** 只今の小泉議員さんの発言につきまして、即答出きなかったこと申し訳ございません。また、今後ご意見等踏まえまして、今後町長とも協議していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。
- 〇議長(吉谷友一) 小泉議員
- **○議員(小泉和也)** 私も無駄に時間を費やすつもりはさらさらないんで、副町長がああいう答弁されましたんで、今回は・・・もらいますが、次からはやはり適切に処理していただくようにお願いをいたします。
- ○議長(吉谷友一) 他ございませんか。
- 〇議員(篠川長治) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 篠川議員
- ○議員(篠川長治) ちょっと今回の開催について、議長より招集挨拶の中で、伊方町長より来る平成28年6月23日に伊方町議会第45回定例会を招集する旨告示せられたので通知しますという連絡を受けておる訳ですね、これ例えば、お伺いしたいんですけど、町長の出席は早よから分かっておるみたいやけど、職務代理者もいないところで定例会を開くそういうのは条例とか法的な根拠を教えてい

ただきたいと思います。

〇議長(吉谷友一) 副町長

○副町長(森口又兵衛) 地方自治法上の第 167条、先ほどご説明させていただきました。そういう ふうなことで、副町長の職務あるいは事務決裁規程とかそこら辺等を踏まえて町長に代わって業務の 紹介について検討をして参りました。事前に町長に説明をし、決裁をいただいて議会運営委員会それ から議会招集日等については、町長の了解を受けた中で今回議会招集をさせていただいたということ でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

〇議員(篠川長治) 議長

〇議長(吉谷友一) 篠川議員

○議長(篠川長治) 開会については、167条の規定があるみたいなんですけど、167をコピーして配布お願いできないかと。それともう1件、例えば一般質問については私の一般質問に対する答弁ですけど、これは代理者がいない訳ですから、町長がこれでいいかやなしに副町長が代読したように私は理解してるんですけど、そのことについてそれで間違いないのかということ。167条については、コピーして配布してもらえないですか。

○議長(吉谷友一) 暫時休憩します。再開します。

〇議員(篠川長治) 議長

〇議長(吉谷友一) 篠川議員

○議員(篠川長治) 後でいい言う意見が多いんですけど、結局私はそういう定例会を開くにあたって、町長も欠席、職務代理者もいないその中で議会が法的に問題ないかいう確認したいと思うんですよ。先にお願いします。

○議長(吉谷友一) 篠川議員、先ほど小泉議員さんのご質疑にもありましたように副町長の方からあのようなご回答、答弁がございました。この件につきましても小泉議員さんも納得していただきまして、今後の事務処理また議会運営等に関しての適切な対応をしたいというような副町長、理事者のご判断、ご回答でございましたので、そこら辺りを含めてご理解をいただきますようにお願いします。篠川議員

○議員(篠川長治) 回数がこれ増えてますけど、問題が・・・やはり私は不勉強だからお前分から んと言われたらそれまでだけど、やはり町長もいない、職務代理者もいない中で定例を開くいうよう なやはり問題じゃないかと思うんですよ。だからそのことはやっぱり法的な根拠をしっかりしてから やるべきだろうと思うんです。終わってしまったら、法がどうだったとしてもどうしようもない訳なんですね、例えば報道関係の方もおられますし、こういう法があるのに伊方はそういう法を無視してから・・・後で言われるような議会、極端に言ったら住民からしたら・・・言われ兼ねない問題なんですよね、法的な根拠をしっかりと皆で納得してから進めるべきじゃなかろうかと私は思っております。

○議長(吉谷友一) 他ございませんか。(「なし」の発言あり)ないようでしたら、以上で、報告第 5 号「平成 27 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

報告第6号

- 〇議長(吉谷友一) 日程第6「平成27年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告第6号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。
- 〇副町長(森口又兵衛) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 副町長
- **○副町長(森口又兵衛)** 報告第6号 平成27年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご 説明いたします。

地方自治法第 220 条第 3 項の規定により、平成 28 年度に繰越しをしました。平成 26 年度伊方町一般会計事故繰越しについて地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により 5 月 31 日付で繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。原子力災害対策施設等整備事業につきましては、平成 26 年度から繰越明許費として平成 27 年度に繰越をし、年度内完成を目指しておりましたが、説明欄記載のとおり年度内完成が困難となったため、事故繰越しとして平成 28 年度へ再度繰越すものでございます。翌年度繰越額は、愛媛県の事故繰越しの金額と・・総額 1 億 5,000万円でございます。支出負担行為額 1 億 4,049 万 7,200 円は契約額であり、設計委託上の支出済額 2,992万 1,200 円を差し引いた 1 億 1,057 万 6,000 円と支出負担行為予定額 3,942 万 4,000 円の合計となっております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉谷友一) 報告事項ですが、質疑があれば受けたまわります。質疑ありませんか。
- 〇議員(阿部吉馬) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 阿部議員
- ○議員(阿部吉馬) 反対とかいうものではないんでお伺いしたいんですが、これうちだけなんですかね、こういう補助の分の整備事業を組んでるとこは県内で、同時にこの説明欄なんですが、この工法等が必要になるとか、特殊な仕様の工法が必要とかいうことは、これ事前に分かってなかったんですかね。例えば工事着工しました、岩盤がきつかったとかで、こうやりたいとかいうの分かりますけど、工法自体が特殊なもんであるということは、事前に多分分かっておったんじゃないかと思うんですよ。そういった流れで、果たしてこれが説明になるのかどうか。本来のもしそれが説明でこれが事実なんですよって言われたら、何で事前にもっと調査をしてなかったのか、今後ないようにする努力をしたのかということに結びついてしまうんですよね。そこちょっと総務課長でもいいし、担当課でも構いません。どちらでも構いません。
- 〇総務課長(門田光和) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 総務課長

〇総務課長(門田光和) 一応前段の予算の関係が見ていただいたら、本当は事業は中央公民館の3 階を改修したものでございますので、後段の方の繰越理由というのは中央公民館長さんにお答え願ったらと思います。前段の予算がうちだけのものかということでございますが、これは伊方発電所があるということで、伊方町にこういった補助金があるものでございまして、これは八幡浜市にもやっております。うちだけではございません。後段は、中央公民館長お願いします。

〇議長(吉谷友一) 中央公民館長

〇中央公民館長(大森貴浩) 失礼いたします。只今、阿部議員さんのご質問についてご説明させていただきます。工事につきましては、中央公民館の方でやっておりますので、私の方からご説明はさせていただきますが、この工事につきましてはですね、ご承知のとおり特殊な工事でございまして、今ほど町長のご説明もありましたように 27 年度の明許繰越で事業を進めておりました。28 年の 11 月の議会に、11 月に入札をさせていただきました。そして 27 年、12 月の議会に工事請負契約の締結のご承認を議会の方でご承認いただきまして、28 年 3 月末の完成を目指して工事を進めてまいった訳なんですけども、今回の原因といたしましては、ご承知のとおり公民館の郵便局側になるんですが、そちらの方に 3 階に自家発電施設をタンクも含めて今、工事設置しておるんですが、それと併せて 3 階のフィルター設備の工事これがですね、発注生産ということで、設計の当初の段階ではある程度見込んでおった訳なんですけども、今言いましたように発注生産ということで、うちが見込んでおりました予定より不測の日数が要したということで、今回このような形で事故繰越というふうな形で工期の延長をさせていただいたものでございます。当初の見込みが甘かったということが一番の原因にはなるんですけども、その辺りご了承願ったらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) 阿部議員さん、よろしいですか。阿部議員

○議員(阿部吉馬) まず1点目、総務課長。結果、制度の内容にもよりましょうが八幡浜市の方と してそういう事業もあると、うちだけじゃないという流れで八幡浜市の方はこれは満足に解決されと るんですかね。繰越とかをしないですんどるのかと、それは後でいい。

それから、教育委員会なんですが、工法が特殊だからいう理由で延びとるんですよね、予算的なもんが結局そのどうのこうのっていう問題ではないですよね。この説明は。あくまでも特殊だから、だとしたら昨年の暮れからにかけて入札から等々やられて決める際に当然その特殊なら特殊で専門業者、確かに事例的なものはないのかもしれないけど、そこらをいかに調査したかどうかこれは今後どの施設に関してもそうだと思うんです。ちなみに八幡浜市等々がある事業を先般やりました。金銭かけて、所が発注して一般競争入札して、所この分はこの業者この分はこの業者って専門の施設をそういう分を単純な発想で、技術も何も分からない内容分からないような業者に発注をした結果。おそらく今専門業者が施設を見た時に言っているのがおそらく悪い例として、今後保存されるであろう。もう3年目に2年目、3年目でひび割れがくる、そういったような不都合が出きてるんですよ。それと一緒でやはり1億、2億もかけるんですから、金額は別なんだろうけど、やっぱり入札する際に特殊ってい

うのは分かってるはずなんで。そこら辺は、やっぱりもっともっと行政として慎重に、これは専門知識が絶対必要であるとか、これは一般競争などでもこの分でいいとかそういうような緊張感をお互いにですね、もちろん議会もそうなんですけど、もって今後対応していただきたい。これお願いしておきます。

- 〇総務課長(門田光和) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 総務課長
- 〇総務課長(門田光和) 先に一つお断りをしないといけないんですけど、事業として八幡浜市が交付金を受けているというのは、私もご存じ上げてたんですけども、繰越で処理をしたか、年度内完成をしたかというのは、予算が付いたのは3月の補正予算で付いたものが、26年度の補正予算でございました。それで27年度中に本来であれば完成すべきものを27年度内に完成ができなかったものなんで、28年度に繰越したものでございます。八幡浜市の補助金がいつの時点で国の方から補助金が付いたかにもよるんですけども、それの事情をちょっとよく分かっておりませんので、八幡浜市がやった事業について繰越をしないで事業実施ができたかどうかはすいませんがお答え出きませんので、よろしくお願いしたらというふうにお願いします。
- 〇議員(阿部吉馬) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 阿部議員
- ○議員 (阿部吉馬) もう最後です、特殊なっていう文言を使うんであれば当然自他ともにそういう 例があるのかないのか調べます。そして同じような補助事業を使って解決出きる所もあるだろうし、 うちがそれに壁にぶち当たったならば当然そういう自治体の調査をしてご指導もらおうし、やっぱり そういう努力が一つの緊張感だと思うんですよ。是非ここそっちの方もやっていただきたい。これお 願いでいいです。
- ○議長(吉谷友一) 他ございませんか。篠川議員
- ○議員(篠川長治) 今阿部議員が言われたとおり特にあれなんですけど、結局これ繰越明許言うのは、この事業については今の答弁では職員方に問題があるのではなしにから業者がいわゆる発注、入札する場合には、納入期日が決まっておられるんですか。そういうことは、発電所の自家発電が注文生産で間に合うか、間に合わんかいうことはこれあらかじめ調べてから入札に入らないといかんのじゃないかと思うんですね、そういうことで工事が遅れるということは事業者の問題だからそれに対する賠償とかそういうことは、賠償責任とか損害のあれをするそういう約款いうのはないんですか。
- 〇議長(吉谷友一) 中央公民館長
- **〇中央公民館長(大森貴浩)** 篠川議員さんのご質問ですけども、うちの方で今、今回の繰越に対しての自賠責とか責任補償とうのは今の所、業者の方にどうこういうことはしておりません。ただ、今回の事故繰越しということで、全面的に業者の方が責任という形というのではこっちの方も考えておりません。うちの方も今ほど総務課長の方からありましたように国の補正予算で26年度から27年度

への明許繰越しそして今回 27 から 28 年度の事故繰越しというふうな形でさせていただいた訳でございます。27 年度の明許繰越の際にまるまる設計から管理から全て 27 年度へ繰越という形になりました。期間的に 1 年間ということで工期的にタイトな日程でありましたので、その辺業者の方もムリをしての工期という形で最初契約をさせていただいた経緯がございます。その辺りもありますので、全面的に業者の責任という形には取りにくいなという所もございますので、その辺りご了解願ったらと思います。

〇議長(吉谷友一) よろしいですか。

〇議員(篠川長治) はい。

O議長(吉谷友一) 他ございませんか。(「なし」の発言あり)質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号「平成27年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を閉じます。

議案第56号

○議長(吉谷友一) 日程第7「平成28年度伊方町一般会計補正予算(第1号)」議案第56号を議題 といたします。提案理由の説明を求めます。

〇副町長(森口又兵衛) 議長

〇議長(吉谷友一) 副町長

○副町長(森口又兵衛) 議案第 56 号 平成 28 年度伊方町一般会計補正予算(第 1 号)の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ8億1,200万5,000円を追加し、総額を101億7,264万9,000円とするものであります。歳出の主なものといたしまして、2款総務費につきましては、財政調整積立基金8,200万円を計上いたしております。6款農林水産業につきましては、次世代につなぐ果樹産地づくり事業3,199万6,000円、果樹経営支援対策事業1,357万1,000円、伊方製氷施設改修事業2,126万4,000円を計上いたしております。7款商工費につきましては、佐田岬特産品促進協議会事業1,340万円を計上いたしております。8款土木費につきましては、道路新設改良事業2,730万7,000円を計上いたしております。9款消防費につきましては、消防ポンプ格納庫新築等事業9,654万8,000円を計上いたしております。10款教育費につきましては、伊方町学校給食センター建設事業5億296万5,000円を計上いたしております。10款教育費につきましては、伊方町学校給食センター建設事業5億296万5,000円を計上いたしております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、9 款地方交付税については普通地方交付税 2,100万円を計上いたしております。13 款国庫支出金、2 項国庫補助金につきましては電源立地地域対策交付金 2,065万円を計上いたしております。14 款県支出金、2 項県補助金につきましては、次世代につなぐ果樹産地づくり補助金 1,599万8,000円、原子力発電施設立地地域共生交付金 5,470万円を計上いたしております。18 款繰越金につきましては、前年度繰越金 1 億 6,217万8,000円を計上いたしております。

以上、平成28年度伊方町一般会計補正予算(第1号)の主な説明とさせていただきます。なお、詳細につきましてはご質問等ございましたら担当課長より説明させますので、ご審議のうえご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) お諮りいたします。審査の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認め歳出から項を追って審議を進めてまいります。予算書の10頁をお開き下さい。

2款 総務費

1項 総務管理費 (10頁) 質疑ありませんか。

3款 民生費

- 2項 児童福祉費(10~11頁) 質疑ありませんか。
- 3項 老人福祉費 (11頁) 質疑ありませんか。
- 6款 農林水産業費
 - 1項 農業費(11~12頁) 質疑ありませんか。
 - 3項 水産業費(12頁) 質疑ありませんか。

7款 商工費

1項 商工費(13頁) 質疑ありませんか。

- 〇議員(阿部吉馬) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 阿部議員
- ○議員(阿部吉馬) ちょっとお聞きしたいんですが、商工費の観光振興費、説明の欄に商品促進協議会となっております。内容等をちょっとお聞きしたいと思います。
- 〇議長(吉谷友一) 産業建設課付課長

費用の内訳につきましては協議会の業務全般を進めるための経営でありますとかマーケティングやブラシアップのための専門家の所労経営その車賃でありますとか旅費、開発のための原材料費、特産品フェア等の開催のための経費等を含めたものでございます。以上でございます。

〇議長(吉谷友一) 阿部議員

○議員 (阿部吉馬) ちょっと欠席していた時に説明頂いてて申し訳ありません。ちょっとこれなんで質問したかというと地場産業の開発とかそれから促進に関してもっともっとこう広げていきたい。趣旨はよく理解をしてるとこなんですけど、今現状を見ますと先般松山の方でちょっとウロチョロしてましたら、愛南町あるいは高知四万十市とかいろんな自治体がテナントまではいきませんけど、アンテナショップのような形でこうお店を市町という形で販売してるまた道の駅の方から委託を受けて内子の方からそういう特産品を松山に持って行って絶対数の多い地域よりPRしよるっていうのが現状として見て参りました。そういったことを考えるとこの特産品促進協議会としても立ち上げて今後の方向性としてはそういったことで、今松山市も大変大街道が寂れてきているといった中で、空き店舗がかなり出てつつあるというようでございます。そういったとこを一つのアンテナショップとして捉えるということが今後可能なのかどうか。今日町長がおりませんので、だだそういう意見があったということだけ頭においていただいて課長の立場でまた調査が出きるようであれば研究していただきたい。以上です。答弁いりません。

○議長(吉谷友一) 他ございませんか。篠川議員

○議員(篠川長治) いろいろ詳細に説明されたようですけど、この間先般の全協でも説明をいただいたんですけど、例えばこの商品の既存商品のブラシアップとかですね、磨きをかけるのいいかも分からないですけど、例えば既存商品と言ったらまずどういうことをどういう商品を指しとるんですか。

〇議長(吉谷友一) 産業建設課付課長

○産業建設課付課長(兵頭達也) 既存商品と言いますのは、例えば菓子類であったり海産物等商品であったりを含む訳なんですけれども、例えば一つ一つの商品とした価値は高いもののその構想が悪かったりそれを売り込む手段がなかったりというようなことを含めましてですね、磨き上げることによって、それをPRすることによって商品拡大が図れるのがあるのであればそういう手法を含めてですね、専門家のご指導いただいて、磨き上げていきたいなと思っております。

〇議長(吉谷友一) 篠川議員

〇議員(篠川長治) 次から例えば未商品化商品の商品化支援いうような未商品化商品言うのはどういう。例えば柑橘で言ったら、とうかりんとかそういう具体的に説明いただければと思うんですけど。

〇議長(吉谷友一) 産業建設課付課長

○産業建設課付課長(兵頭達也) お答え出きればと言うことですけど、例えばですけれども今ほど 言われましたように今想定しておりますのは、規格外品というようなものになります。 さつまいもで ありますとか、トマトでありましても規格から外れとることによって、加工品として・・・・もご

ざいますので、ただ品質的には劣っていないものが多いものですから、それを活かす加工品として活かすようなことを考えております。

- 〇議長(吉谷友一) よろしいですか。
- 〇議員(篠川長治) はい。
- ○議長(吉谷友一) 他ございませんか。(「なし」の発言あり)次、
- 8款 土木費
 - 1項 土木管理費(13頁) 質疑ありませんか。
 - 2項 道路橋梁費(13頁) 質疑ありませんか。
 - 3項 港湾費(14頁) 質疑ありませんか。
 - 4項 住宅費(14頁) 質疑ありませんか。
 - 6項 公共下水道費(14頁) 質疑ありませんか。
- 9款 消防費
 - 1項 消防費(14~15頁) 質疑ありませんか。
- 10 款 教育費
 - 5項 保健体育費(15頁) 質疑ありませんか。
- 〇議員(中村明和) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 中村議員

〇議員(中村明和) この給食センターの建設予定地について、ちょっと質問したいと思って、教育 長と副町長にちょっと質問したいんですけど。これの建設予定地、給食センター昨年の7月頃委員会 あった思うんですけど、私もメモしてないんであまり記憶はなかったんですけど、その時にですね、 委員会、私が提案した旧二名津保育園もしくは二名津小学校跡地いうがが他の校長さんも賛成してい ただき、私はその出席してその中でそこが一番適しておるし、言えばその時に案としてさびれた二名 津地域が町に作れば活性化するんじゃなかろうかいう意見が出た思うんですよ。それでそのその時に ですね、教育長、事務局長の大森さんおった思うんですけど、確か9月の定例まで予算付けばそれま でに委員会を開く、9月でダメで12月で予算が付けば委員会開いて説明するような答弁や思ったんで す。所がそれまでに委員会開いていて、私が欠席しとった場合はごめんなさい。記憶違いですけど、 12月の全協に篠川議員がその町の広報で町有地払い下げであしこの今の現在地に買いたいという個 人がおったという訳で、突然その聞いたんですよ私が副町長。その 12 月の全協に。今の町が進めよう としよる地域活性化、それというか交付金の正しい使い道いうか、この当初の予算よりもその今の建 てろうとしとる運動場は地盤が貧弱やったということで、当初よりちょっと予算オーバーしたいう全 協で説明ありました。私もその全協に質問すれば良かったんですけど、その計画から見てですね、町 民に町有地払い下げるいうその広報出しとって、町民がそこその欲しいと買いに来たという話をされ た時点でですね、ちょっとこれは矛盾しとるんやないかなっと思うたんですよ。と、申しますのもそ

の私は給食センターの委員として出席した委員会にそういう候補地を提案したにも関わらず、委員会もその後、開いてない思うんですよ。それ私の記憶違いやったらごめんなさい。その辺やっぱそのなぜあしこにその決まったいう理由もその後の土地が狭い、小学校にしたら入る道が狭いいう理由やった思うんですよ。確かに。その点やっぱちょっとあまりにもやっぱそのたかが言うたらおかしいけど給食センターの委員会であってもですね、委員会の会員の相違で上がったもんはちゃんと事前に理事者が決める前に説明して委員会にもしかりや思うんですよ。会員の総意としてあがっとるものは、ちゃんと事前に理事者が決める前にも説明して委員会にもしかりや思うんですよ。その流れがどうか私は中は分かりませんけど、12月の篠川議員がその土地は今の建設予定地は個人が買ういう話あったいうのは初めてその時私、え~何でこういうあれに変わっていったかなっと。ちょっと疑問に思ったんで、今日急遽質問させてもらったんですけど、説明ちょっとお願いします。

〇議長(吉谷友一) 教育長

○教育長(河野達司) 確かにセンターの建設の候補地としては、町有地を保育所跡とか学校跡とかを何軒か上げて検討をして参りました。現在の建てることが決まっています、有寿来小学校の跡も町が払い下げるということで、候補はりましたけど、確実に交流するというふうなことにはまだその時点では至っておりませんでした。購入として本当に本人に買っていただけるかどうかというふうなことを確認をさせていただいてもしその上で本人がどうしても欲しいというふうなことであればもちろんそれは優先的に購入をしていくような方向になっておったと思うんですけども、ご本人さんが辞退をされましたので、改めて有寿来小学校の方も候補地として上げて総合的に判断して現在の所を決定させていただいた。それで検討委員会にも最終的に有寿来というふうなことで、紹介をさせていただいたと思います。

〇議長(吉谷友一) 副町長

○副町長(森口又兵衛) 確かに公有地の有効活用ということで、町としては進めてまいりました。 教育委員会の方から給食センターの関係についてこういうふうな事業をしたいというふうな提案があ りましたので、そのような形に取り組んでいったということでございます。

〇議長(吉谷友一) 中村議員

○議員(中村明和) それはよく分かりました。それでですね、その二名津小学校跡地と今の有寿来小学校グランド跡地ですか、そこに決定したいうのは給食センター委員会から要望、私にしたら要望委員さんの皆さんの相違やと思うとったんですけど、そのそこに選んだいう理由ですよね。町は今地域活性化で何とか町おこし各寂れた地域を活性化せないけんいうような努力されとると思うんですよ。あれだけの給食センターがやっぱり町の中にあるとするとどの地域でも活性なる思うんですよ。今、建てようとする所は周り人家もありませんよね、その交通面では便利か分かりませんけど、検討委員会の中では、車の運搬なんかでも別に問題ないいうような話やったんですよ、副町長そこで決定した経緯をちょっと説明お願いします。

- 〇副町長(森口又兵衛) 議長
- 〇議長(吉谷友一) 副町長
- **○副町長(森口又兵衛)** 冒頭申し上げましたように教育委員会の方から有寿来小学校が条件面から 適当であるという報告を受けましたので、教育委員会の意見を尊重して、町長もそこにするかという ふうな判断を下した訳でございます。その検討委員会に特別委員会、給食センター検討委員会かそこ ら辺等については教育長の方がタッチしておりますので、私はあくまでも教育委員会の総合的な判断 の中からそういうふうにしますかというふうにした訳でございます。

〇議長(吉谷友一) 教育長

○教育長(河野達司) 一応、二名津の方も十分にセンターがもし建てられた時に材料も運べるし、 出きた給食も搬送出きるということでしたけど、それ以上に便利がこちらの方が良いというふうなこ ともありまして、後々端々まで給食センターから給食を運んで行く時などに食べるまでの時間にも制 約がありますので、極力短時間の方が良かろうというふうなことで、そこらも含めまして現在もうす き小学校跡地というふうなことを選択させていただきました。以上です。

〇議長(吉谷友一) よろしいですか。他ございませんか。篠川議員

○議員(篠川長治) 今の給食センターの件なんですけど、7月に委員会があって、そういう話が出たというのは私初めて聞いたんですが、私も住民からあの土地を払い下げして欲しいんだ申請してるんでけど、なかなか・・・聞いてくれないかというような要請を受けて、教育委員会にそのことを尋ねたんですけど、7月私過ぎてたんじゃないかなっと思うんですけど、教育委員会では、私はそういう給食センター町が使うとかいうような理由をちょっと聞いてなかったような気がするんで、ただどうも矛盾を感じるんですけど、私が行って聞いた時には現状と多少違ってるんで、・・があってから事実問題がないように手続きをとってから、売却いいますか、払い下げの説明をして別に問題がないような、いたしますいうそういう説明を受けたとおもたんですけど、今7月であそこにつくるような話し合いがなされたようなんですけど、そのこと聞いてないです。どうも私もメモしてないから、私はいつかも分からんけど、私は9月頃じゃなかったかなっとぼやっと思ってるんですけど、もしメモでもありましたら、私はそういう点で疑問を感じますので答弁いいですから後でもいいですから調べてもらったらと思います。

〇議長(吉谷友一) 教育長

〇教育長(河野達司) 確かに篠川議員さんがおいでた時には、当時の希望者が欲しいというふうなことで、その線で進んでおりました。私の方も「そうです。」ということで、確か議員さんの方にお答えさせていただいたと思います。それ以後にご本人さんがいろいろな情報を基にして辞退をしたいというふうなことを伺いましたので、有寿来の方をこちらとしては選ばせてもらいました。

〇議長(吉谷友一) 篠川議員

〇議員(篠川長治) 本人が辞退したように今聞いたんですけど、本人から直接聞いたんはそうじゃ

なしにからせっかくやろうと思うたのに1年間待ってから結局、町からあそこは給食センターを造るから売却できませんいうような感じだったんですけど、そこの話が出た時全協ではいろいろ双方でから価格の面で折り合い付かんかったんでいうような話を聞いてるんですけど、それで私が今言ったように一つ疑問に感じたのは7月にやったんだったら、その時分かったんじゃないかと・・・・それ本人が断って来たいうのと町の方で断った。全然内容違うと思うんですね、終わったことを言ってもしょうがないですけど、やはり答弁こうスッキリしないので、どうかなっと思います。

- 〇議長(吉谷友一) 答弁いりますか。
- ○議員(篠川長治) できれば、答弁いただきたいと思います。
- 〇議長(吉谷友一) 教育長

○教育長(河野達司) 最終的にご本人さんがどうしても欲しいんだということであれば、もう1年間もずっとそういうな気持ちで待っておられた訳ですから、もうそれはその通りにやらしてもらいますよというふうなことを私もご本人さんに言わせてもらいました。ただ最終的に決定をもらう時に価格の問題がまだはっきりしてなかったと思います。当時。ご本人さんの話によるとあそこのグランドが出きる当時の土地の形が今の運動場としての平地にしたような状態じゃなくて、そこら辺りの雑木があったような感じの所の価格の感じで考えられとったようなことをお伺いしました。本当に最終的に購入していただくためにその価格は当時は提示出きない、状態にありましたんで、出きな状況のまま本当に100%確定して買っていただけるのかという確認を取りづらい所があったんですけれども、そこら辺りどんな価格でもというふうなことでお伺いした訳ですけれども、その結果、辞退をさせてもらうというふうなことを申し入れてきたという記憶があります。

- **〇議長(吉谷友一**) よろしいですか。
- ○議員(篠川長治) はい、いいです。
- 〇議長(吉谷友一) 小泉議員
- **○議員(小泉和也)** 教育関係で、重要なことなんでちょっと関連になりますけど構いませんか。いいですか。
- ○議長(吉谷友一) はい、許します。
- ○議員(小泉和也) 調べた所ですね、機構改革の組織改革をしてからですね、教育委員会の職員がですね、かなりの残業をしいられているんですよね、現実的に町長が居ないんでちょっと難しいんですけど、副町長その改革をしてからですね、その他の課でもそういう所があるかどうか調べましたか。それと余りそういう所が続いていくとですね、職員がやっぱり体調ですよね、体調にもやっぱりがいがでてくるんじゃないかという心配が出てきます。仮にその体調崩して休むとなると更に他の職員にも負担がかかってくるというようになりますので、それを調べてそういう所があるようであればですね、応援に行かすなり臨時を雇うなりですね、そういう手を打たなければいけないという考えなんですけど、そういうところはどうですかね。副町長

〇議長(吉谷友一) 副町長

○副町長(森口又兵衛) 確かにその部署に職員を張り付けている訳なんですが、3月それから4月にかけては、いろんな報告とか急を要する分が事務もあります。そういうふうな中で、確かに教育委員会の方の学校教育室ですか、そこについては非常に時間的にも勤務をしているというふうな状況は把握しております。時期的に3月から4月の年度変わりの文書的な報告とかになるのか、あるいは今後ともそういうふうな形になるのか。そこら辺はまた精査した中で、また担当課長等を含めて検討はしていこうとは思いますが、現時点では今の所、様子を見るというふうなことでございます。

〇議員(小泉和也) 議長

〇議長(吉谷友一) 小泉議員

○議員(小泉和也) 言われることは分かるんですけど、手遅れにならないようになるべく全課調査をしてですね、今後の対応をどうするか検討していただく考えあります。

〇議長(吉谷友一) 副町長

○副町長(森口又兵衛) 確かに職員の減少に伴いまして、町民の利便性を損なわないというふうな流れの機構改革を本年度させていただきました。そういうふうな中で、現状等についてもまた機会があれば課長の意見も聞いていきたいと思います。

〇議長(吉谷友一) よろしいですか。

〇議員(小泉和也) 今後。

〇議長(吉谷友一) 今後について。

〇議員(小泉和也) 今後の対応。

〇議長(吉谷友一) 副町長

○副町長(森口又兵衛) そういうふうな意見を聞きながら、検討しなければいけないという部署等 については、また検討もしなければいけないと思っております。

〇議長(吉谷友一) 小泉議員

○議員(小泉和也) 職員の体に関わることなんですよ、余りにその職員で差をつけるのも問題があろうかと思うんです。先ほど、言いましたように職員がもし体調崩して、長期休むようなことになればですね、他の職員に負担かけますということは、住民サービスの低下にもつながるんですよ、それは副町長、よく分かるでしょ。そうならない内にやっぱり速やかに対応できませんかっていうんですよ。

〇副町長(森口又兵衛) はい

〇議長(吉谷友一) 副町長

〇副町長(森口又兵衛) また状況を把握した中で、検討していこうと思います。

○議長(吉谷友一) よろしいですか。他、ございませんか。菊池議員

〇議員(菊池隼人) ちょっと副町長、今の答弁なんですけど、小泉議員が言われるのは残業をされ

ている職員がおられると、課によってそういった方がおられるいうことですよね、それに対して調べた方がいいんじゃないかということなんで、副町長の立場でしたら、速やかに全職員のですね、勤務時間とか、残業時間とかを調べていただいて対応をとったらどうですかということなんで、直ぐ調べたら分かるような問題だと思うんですが、機会があればみたいな答弁が出るのは、おかしいと思うんですけどそこら辺いかがですが。

〇議長(吉谷友一) 副町長

○副町長(森口又兵衛) 小泉議員さんの質問にもお答えいたしましたように今時期的にどうなのか、 事務的量が増えとるとか、年度の報告とかいろいろな年度がわりの事務もございます。そこら辺もありますので、今のような回答をさせていただいております。

〇議長(吉谷友一) 菊池議員

○議員(菊池隼人) 時期によって仕事量が変わるかも分からないというようなのかも分からないですけど、これまでのその学校教育にいた職員の数とかですね、今回変わった段階で前年とかも終了時間の残業の割合とかいうのは出てるでしょう。多分。そういうのをやっぱ比べてもらって、やはり職員数が減ったから、こういう状態になったとか、そこら辺はやっはり管理者として十分分かった上で職員にも指導もしていっていただかないといけないと思うんですが、そこら辺の考え方がちょっと今後みたいな形の様子を見てとかいうようなことがちょっと余りにも多いと思うんで、そこら辺はやはりしっかりと管理者としての資格をもってやっていただかなければいけないと思うんですよ、そこら辺をやりますいうような言葉はでないですか。

〇副町長(森口又兵衛) 議長

- 〇議長(吉谷友一) 副町長
- **○副町長(森口又兵衛)** 一応、議員さん等の意見、そこら辺を踏まえて調査なりいうふうな形で対応はしていきたいこのように考えております。
- **〇議長(吉谷友一)** よろしいですか。
- 〇議員(菊池隼人) はい
- **〇議長(吉谷友一)** 他、ございませんか。(「なし」の発言あり)次、次いで歳入に移ります。7頁をお開き下さい。
- 9款 地方交付税 1項 地方交付税 (7頁) 質疑ありませんか。
- 11 款 分担金及び負担金 1項 分担金(7頁) 質疑ありませんか。
- 13 款 国庫支出金 1項 国庫負担金 (7頁) 質疑ありませんか。
 - 2項 国庫補助金(7~8頁) 質疑ありませんか。
- 14款 県支出金 2項 県補助金 (8頁) 質疑ありませんか。
- 17款 繰入金 2項 基金繰入金 (9頁) 質疑ありませんか。
- 18款 繰越金 1項 繰越金 (9頁) 質疑ありませんか。

19款 諸収入 7項 雑入 (9頁) 質疑ありませんか。

20 款 町債 1項 町債 (9頁) 質疑ありませんか。

次いで、表紙に帰って地方債の補正第2条第2表の質疑ありませんか。第2表は、4頁にあります。 質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありません か。(「なし」の発言あり)討論なしと認めます。これより議案第56号を採決いたします。お諮りいた します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり)異議なしと 認めます。

よって、議案第56号「平成28年度伊方町一般会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長(吉谷友一) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会するものでありますが、今期定例会の会期中の日程を念のためお伝えをしておきます。24 日から 27 日までは休会、28 日は午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えをし本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

午後 14 時 19 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員